

## 平成28年度 随意契約一覧(工事及び工事系委託) 10月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件名	契約金額	契約相手先	担当課
1	区立西台中学校環境整備工事	33,264,000円	中尾・富山・大城建設共同企業体	営繕課
2	舟渡斎場敷地測量委託	4,428,000円	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	くらしと観光課
3	区立小豆沢体育館プール棟増築工事監理業務委託	28,080,000円	株式会社久米設計	営繕課
4	板橋区向原ベビールーム改修工事	12,801,240円	有限会社梓建設	営繕課
5	区立坂下一丁目公園バリアフリー化工事	21,708,000円	水澤工業株式会社	営繕課

## 業者選定理由書

		番 号	1
契約番号	板契第4280800093号		
工 事 件 名	区立西台中学校環境整備工事		
工 事 場 所	板橋区高島平一丁目4番1号		
工 事 概 要	外構 各所アスファルト舗装工事 約650㎡ 外周フェンス設置H=1.2m 約300m 校舎棟 軽量天井設置 約290㎡等 その他工事一式		
業 種	建築工事		
契約確定日	平成28年10月5日		
工 期	平成28年10月6日から平成28年12月12日 まで		
契約金額	33,264,000円		
請 負 者	中尾・富山・大城建設共同企業体		
請 負 者 地 所 在 地	板橋区徳丸四丁目11番2号		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)		
担 当 課	営繕課		
業 者 選 定 理 由	<p>本工事は、「区立西台中学校大規模改修工事」を行っている中での工事となるため、上記施工業者以外が施工すると以下のように工事への支障があり、本工事を別業者にした場合のデメリットが非常に大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工範囲や搬入経路が重なり、通学路等で生徒の安全を確保しがたい。</li> <li>・学校施設との調整が増え、施設側の負担が増える。</li> <li>・工事範囲を分割することで、仮囲い等の仮設工事費が増える。</li> <li>・学校の現状を把握し、各段取りを行ってから各手配をするため、工期も増える。</li> </ul> <p>上記施工業者は平成27年度より、「区立西台中学校大規模改修工事」を施工しており、現場の状況を十分に把握し、施設管理者や近隣住民とも良好な関係を築いている。当業者がまとめて施工を行うことで、安全だけでなく工期の短縮、工事費の縮減を図ることが出来る。</p>		

## 業者選定理由書

		番 号	2
契約番号	板契第42811000028号		
工 事 件 名	舟渡斎場敷地測量委託		
工 事 場 所	板橋区舟渡四丁目14番6号外		
工 事 概 要	4級基準点測量 19点 現地測量 3.6千㎡ 高低測量 2.6千㎡ 作業計画 1業務 資料調査 9.1千㎡ 境界確認 2.8千㎡ 境界測量 2.8千㎡ 用地実測図原図等の作成 3.6千㎡ 公共用地境界確定協議 一式 嘱託登記(土地・建物) 一式		
業 種	測量		
契約確定日	平成28年10月13日		
工 期	平成28年10月14日から平成29年1月31日		
契約金額	¥4,428,000		
請 負 者	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会		
請 負 者 地 所 在 地	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)		
担 当 課	産業経済部 くらしと観光課 観光振興グループ 根本		
業 者 選 定 理 由	<p>本業務は舟渡斎場及び隣接区有地の境界確定及び不動産登記を行うことを目的としており、土地家屋調査士法第3条第1項の規定に基づき、土地家屋調査士に委託すべき内容である。</p> <p>一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、公嘱協会)は、土地家屋調査士法第63条に基づく公共的団体であり、官公署から依頼を受けて土地家屋調査士業務を行うために設立された都内唯一の公益法人である。</p> <p>また、土地家屋調査士業務は、法律行為に基づく高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには経済性だけでなく、受託者の経験、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要があるが、公嘱協会であれば、多くの官公庁等の土地家屋調査士業務を受託し、確実に履行した実績があるため本業務に対する経験、技術力、及び組織力を十分に有していると判断できることから、区の要請に迅速かつ確実に履行することが期待できる。</p> <p>以上の理由により、公嘱協会と契約を締結する。</p>		

## 業者選定理由書

		番 号	3
契約番号	板契第4281000036号		
工 事 件 名	区立小豆沢体育館プール棟増築工事監理業務委託		
工 事 場 所	板橋区小豆沢三丁目1番1号		
工 事 概 要	工事に係る建築・電気・給排水・空調・昇降機・その他付随工事一式の工事監理業務委託		
業 種	建築設計		
契約確定日	平成28年10月28日		
工 期	平成28年10月29日から平成30年9月28日まで		
契約金額	28,080,000円		
請 負 者	株式会社久米設計		
請 負 者 地 所 在 地	東京都江東区潮見二丁目1番22号		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)		
担 当 課	営繕課		
業 者 選 定 理 由	<p>①本件業務の対象である区立小豆沢体育館プール棟増築工事(以下「当該工事」とする)は、上記業者が平成23年度に『区立小豆沢体育館プール棟実施設計委託』、平成27年度に『区立小豆沢体育館プール棟増築設計変更業務委託』を受託し設計を行った。</p> <p>②当該工事において、一部改修する隣接管理棟の実設計委託を、平成18年度に受託し、平成19年度にはその工事監理業務委託も受託しており、周辺状況や既存建築物の構造等も熟知している。</p> <p>③当該工事の品質確保及び円滑な進捗にあたっては、設計意図伝達の正確性を求められると共に、設計段階からの協議、調整事項の内容を的確に反映させる必要がある。</p> <p>④本件業務の進捗にあたっては、当該工事請負者及び本区監督員と迅速かつ正確な協議が必要であり、そのためには、設計内容、現場状況、施工方法等に精通し、高い技術力を有している必要がある。</p> <p>以上の内容を満たす業者は上記業者しかない。</p>		

## 業者選定理由書

		番	号	4
契約番号	板契第4280800101号			
工事件名	板橋区向原ベビールーム改修工事			
工事場所	板橋区向原一丁目18番5号			
工事概要	・保育室:内装改修工事 約80㎡ ・便所:内装改修工事(全面改修) 約8.7㎡ ・玄関ホール:内装改修工事 約21.3㎡ ・関連工事一式			
業種	建築工事			
契約確定日	平成28年10月20日			
工期	契約確定の日の翌日から平成29年1月16日まで			
契約金額	12,801,240円			
請負者	有限会社梓建設			
請負者地	東京都板橋区大谷口北町50番5号			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない)			
担当課	営繕課			
業者選定理由	標記の建築工事は、平成28年10月7日に希望制(公募型)指名競争入札の応募が1社あり、実施されたものの、入札辞退となったため不調となった。当該工事については、事業スケジュールの都合上、再入札を行うことは不可能であるため、未応札者である上記業者に積算依頼をしたところ、当初予算の範囲内であった。			

## 業者選定理由書

		番	号	5
契約番号	板契第4280800110号			
工事件名	区立坂下一丁目公園バリアフリー化工事			
工事場所	板橋区坂下一丁目36番27号			
工事概要	公園バリアフリー化工事 公園トイレ改築1棟 移動円滑化工事			
業種	建築工事			
契約確定日	平成28年10月31日			
工期	契約確定の日の翌日から平成29年3月15日まで			
契約金額	21,708,000円			
請負者	水澤工業株式会社			
請負者地	東京都板橋区東新町1丁目6番7号			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない)			
担当課	営繕課			
業者選定理由	標記の建築工事は、平成28年10月12日に公募型(希望制)指名競争入札が4社により行われたが、入札不調となった。 当該工事については、事業スケジュールの都合上、再入札を行うことは不可能であるため、未応札者である上記業者に積算依頼をしたところ、当初予算の範囲内であった。			